

豊島区

移動支援事業の手引き

令和4年4月1日版

豊島区保健福祉部障害福祉課

はじめに

障害者総合支援法の施行に伴い、障害のある方の移動支援は地域生活支援事業の必須事業と位置づけられるとともに、区市町村が地域の実情に即して実施するものとされました。

豊島区では、障害のある方が地域生活を営み、外出機会の拡大を図るうえで、移動支援はたいへん重要な事業であると位置づけ、制度開始時から月20時間までは利用料を無料といたしました。その後は利用対象者の拡大（外出困難な肢体不自由の方）、利用時間の拡大（40時間から50時間へ）、利用内容の拡大（通学の利用、通学支援の時間数の拡大等）と事業内容の充実や制度周知に努めてきたところであります。

その過程のなかで、利用者や事業者の皆様から寄せられたご意見やご質問を集約し、わかりやすい形に編集したものが、この手引きです。手引きの前半は制度内容についての説明とし、後半はQ&A形式として代表的な質問を掲載しております。

この手引きが、区民の皆様や移動支援サービスを提供される事業者の方々に広くご活用いただければ幸いです。

豊島区保健福祉部障害福祉課

目 次

(1)	事業概要	4
(2)	対象者	4
(3)	実施方法	5
(4)	外出の範囲	5
(5)	利用者の負担	8
(6)	利用手続き	9
(7)	その他（留意事項等）	9
	サービス利用に関する Q&A	11

(Q1)	施設入所者の帰省時のサービス利用について	
(Q2)	短期入所への送迎におけるサービス利用について	
(Q3)	短期入所利用中におけるサービス利用について	
(Q4)	日中一時支援助利用時の送迎におけるサービス利用について	
(Q5)	福祉ホームさくらんぼへの送迎におけるサービス利用について	
(Q6)	福祉ホームさくらんぼ入所中におけるサービス利用について	
(Q7)	豊島区外への外出におけるサービス利用について	
(Q8)	勤務先への送迎におけるサービス利用について	
(Q9)	目的地におけるサービスのみの利用について	
(Q10)	プール内におけるサービス利用について	
(Q11)	障害者団体・移動支援事業所の主催イベント参加時におけるサービス利用について	
(Q12)	移動支援事業所での預かりを目的としたサービス利用について	
(Q13)	当日キャンセル等の取り扱いについて	
(Q14)	夏休み期間中の学校プールの利用時におけるサービス利用について	
(Q15)	休日の部活動参加時におけるサービス利用について	
(Q16)	習い事の送迎におけるサービス利用について	
(Q17)	こどもスキップへの送迎におけるサービス利用について	
(Q18)	療育施設へのサービス利用について	
(Q19)	学校行事への送迎におけるサービス利用について	
(Q20)	下校時におけるサービス利用について	
(Q21)	サービス開始時・終了時における引渡しについて	
(Q22)	サービス提供事業所が所有する介護タクシーの利用について	
(Q23)	通学で自宅以外の場所への対応について	
(Q24)	下校時の「寄り道」について	
(Q25)	保護者等の帰宅時間の変更への対応について	
(Q26)	自力通学に向けた訓練への対応について	
(Q27)	外出準備や帰宅後のケアについて	
(Q28)	1日の利用に関しての時間制限や利用回数について	
(Q29)	待ち合わせの場所について	
(Q30)	親の介護と通学支援の利用について	
(Q31)	就労継続B型事業所への通所について	

相談窓口一覧	18
--------	-------	----

〔移動支援事業〕

(1) 事業概要

屋外において単独での移動が困難な障害者（児）に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のため、外出時にガイドヘルパーを派遣し、必要な移動の介助及び外出に伴って必要な介護を提供するサービスです。

ご利用いただける時間は1カ月50時間までです。

(2) 対象者

移動支援事業は、下表のいずれかに該当する小学生以上の方（通学は小学1年生から高校生まで）（※1）で、かつ下記事項（※2）のいずれかができない方。

障害種別	対象要件
① 身体障害者（児）	身体障害者手帳を所持する以下のいずれかに該当する方で、外出時における移動に支援が必要な方 全身性障害者（児） 脳性まひ、頸椎損傷、筋疾患等により四肢体幹にわたり重度の障害がある方 肢体不自由者（児） 下肢、または体幹機能障害1・2級で車いすを利用し、外出困難な65歳未満の方 視覚障害者（児） 視覚障害の認定を受けている方で、同行援護の支給決定が受けられない方
② 知的障害者（児）	知的障害者（児）で、外出時における移動に支援が必要な方
③ 精神障害者（児）	精神障害があり定期的に精神科・心療内科に通院しており、外出時における移動に支援が必要な方 長期入院後の退院により交通機関等に不慣れで外出時における移動に支援が必要な方（短期間の支援）
④ 難病患者等	身体障害者（児）の全身性障害者の内容に相当する65歳未満の方（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める疾病・医師意見書を要します。）

（※1）小学生の利用および小・中・高校生の通学の利用については、保護者が疾病・就労等により介助できない場合に利用できます。

（※2）目的地までの切符を買う、駅名表示・案内板を確認する、正しい交通機関を選んで乗る。交通信号の確認をする、買い物の際の金銭授受を行う、連絡先の住所・電話番号を言う（書く）。

以下に該当する場合は、サービスを利用できません

- ① 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等の入所施設に入所中の方（※3）
（豊島区立心身障害者福祉ホームさくらんぼを除く。また施設入所中の方でも自宅に帰省中は利用できます。）
- ② 医療機関に入院中の方
- ③ 「重度訪問介護」、「行動援護」、「同行援護」の支給決定を受けた方（※4）

（※3）障害者総合支援法に基づくグループホーム及び宿泊型自立訓練事業所（通勤寮）に入居している方は、必要に応じて利用できます。

（※4）同行援護の支給決定を受けた方も通学に関しては移動支援を利用できます。

（3） 実施方法

豊島区における移動支援事業のサービス提供形態は、利用者1名に対して、ガイドヘルパーが1名付き添うマンツーマンによる支援の「個別支援型」とし、移動手段については、公共交通機関に限ります。

（4） 外出の範囲

移動支援として認められる外出の範囲の認定については、事業の目的からみて、外出が「社会通念上公的サービスの対象として適当であるか否か」という観点により判断します。

対象となる外出範囲

原則 (自 宅) ⇒ (外出先) ⇒ (自 宅)
成人は (自 宅) ⇒ (外出先) または (外出先) ⇒ (自 宅)

※ 自宅を始点とし、外出先への移動、外出先からの帰宅までを支援の対象とします。

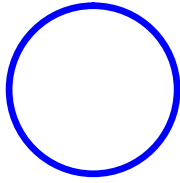
(自宅) ⇒ (外出先) もしくは (外出先) ⇒ (自宅) のいずれかの経路の支援を家族等が行う場合、片道のみ支援も対象とします。

宿泊を伴う場合は、目的地までの送迎となります。(サービス利用に関するQ&A Q7参照)

(注) 外出前・外出後の居宅内における介護（更衣介助・排泄介助等、身体介護の内容と認められるもの）は、移動支援の対象とはなりません。(サービス利用に関するQ&A Q27参照)

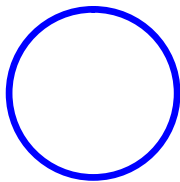
対象となる外出内容

① 社会生活上必要不可欠な外出



外出内容	外出先の例
行政機関等における諸手続き、相談等	区役所、警察署、裁判所等の官公庁

② 余暇活動等社会参加のための外出



外出内容	外出先の例
文化施設等の利用	映画館、美術館、博物館、コンサート会場 図書館、演劇場、公園、寺社参拝等
体育施設等の利用（※1）	ジム、体育館、競技場、プール等
観光施設等の利用	動物園、水族館、遊園地等
買い物（※2）	商店、デパート、ショッピングモール
理容・美容	理容室、美容院、サロン等
冠婚葬祭	結婚式、葬式、法事、お墓参り、地域の祭り等
金融機関等の利用	銀行、信用金庫・組合等、郵便局
その他	投票所、お見舞い、部活動、サークル活動、 各種研修・教養講座、習い事（※3） 就職活動、各種団体の会合、ボウリング、 外食、カラオケ、イベント（※4）、花火等

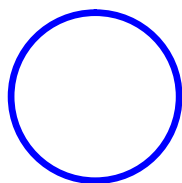
（※1）ジム・プール等の施設内において、指導員等がマンツーマンで付き添う場合については、施設への送迎のみを支援の対象とします。指導員等が配置されていない開放プール等をご利用する場合は、事前に事業所と損害や責任にかかる事項を書面で定め、取り交わしたうえで利用してください。（サービス利用に関するQ&A Q10参照）

（※2）食材料等日常生活に不可欠な物の購入のための買物は、障害福祉サービスにおける「居宅介護（家事援助）」にて、ヘルパーが行うものであるため、移動支援の対象となりません。

（※3）習い事や塾、子どもスキップ、区民ひろば等では施設内での待機は移動支援の対象とはなりません。

（※4）移動支援事業所等が企画・主催するイベントについては、主催者側がイベント中の対応をするべきものであるため、原則としてイベント会場への送迎のみを支援の対象とします。（サービス利用に関するQ&A Q11参照）

③ 通学のご利用 (保護者、家族の就労・疾病・出産等)

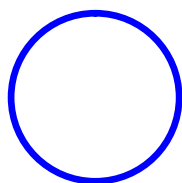


通学先	利用内容
小学校から高校 (特別支援学校) まで	学校の送迎、バスポイントまでの送迎、学童クラブ等から自宅まで

保護者、家族の就労・疾病・出産等の理由により、送迎が困難であると認められる方を対象として1回30分(※1)、1日2回、月23日まで利用できます。学校帰りの学童クラブ・放課後デイからの帰宅時も利用できます。また、帰宅途中に店舗等に立ち寄る「寄り道」と考えられる外出があった場合は移動支援の対象とはなりません。

(※1 状況により、1回60分まで利用できます。ただし、上限の50時間以内の利用となります。)

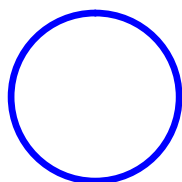
④ 通所施設の送迎 (保護者等の疾病等)



利用期間	利用内容
年度内3か月まで	通所施設の送迎、バスポイントまでの送迎

福祉作業所や生活実習所、就労継続A・B事業所などへの通所は“通年かつ長期にわたる外出”にあたるため移動支援の対象とはなりません。ただし、保護者等が疾病等で一時的に送迎ができなくなった場合には3か月まで利用することが可能です。

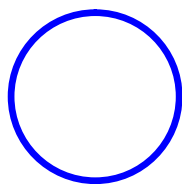
⑤ 通所施設の送迎 (通所開始時)



利用日数	利用内容
10日 2回更新可	通所施設の送迎、バスポイントまでの送迎

福祉作業所や生活実習所、就労継続A・B事業所などへ通所を開始した場合は、一人で通所できるように通所経路を覚えるまで1回につき10日、更新2回まで利用を認められる場合があります。

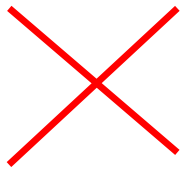
⑥ 自宅に帰省中の利用



利用時間・日数	利用内容
1日8時間以内・年度内32時間まで	移動支援で認められる範囲

帰省中の利用については家族などが介護できないなどの事由を必要としません。

対象とならない外出内容



対象とならない外出内容でサービスを利用した場合は移動支援サービス費の対象外となります。

外出内容	外出先の例
経済活動に係る外出	通勤、営業活動、その他収入を得ることを目的とした外出
政治活動又は宗教活動に係る外出	布教・勧誘活動、選挙運動等
通年かつ長期にわたる外出	通学（大学・専門学校等）、通園、通所施設への送迎
社会通念上、公的サービスを利用して外出することが適当でないもの	ギャンブル等を目的とした外出
医療機関や施設の管理下にある方の週末等の外泊	
通院及び入退院に係る外出	
宿泊等を伴う外出	旅行、帰省
その他	・ 療育所への送迎 ・ 下校時の寄り道 ・ 特定の利益を目的とする団体活動への参加 etc… * その他、Q&A 集を参照

(5) 利用者の負担

豊島区の移動支援事業の利用料は次のとおりとなります。

「利用者負担」 …… 世帯区分(*)に応じて、サービス費のうち、次頁の表のとおり利用者の方に負担していただきます。

「利用者負担上限月額」 …… 利用者負担月額に上限が設定されています。

* 世帯の認定の取り扱いについては、次のとおりです。

【障害者】 …… 障害者本人及び配偶者

【障害児】 …… 障害児の保護者の属する住民基本台帳上の世帯

世帯区分		利用者負担額	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円	0円
低所得	住民税非課税世帯の方	サービス提供に要した費用の1割。 ただし当分の間、20時間まで無料。20時間を超え50時間までは費用の3%。	12,300円
一般	住民税課税世帯の方		18,600円

「公費負担の対象とならない経費」・・・ 外出中に発生する下記の諸経費については、公費負担の対象となりません。

- ◆ 目的地までの交通費
- ◆ 外出先での飲食費
- ◆ レジャー施設における入場料等

※ 上記の諸経費の費用負担については、別途、サービス提供事業所にご相談下さい。

(6) 利用手続き

- ① 最終ページの相談窓口一覧を参照の上、障害福祉課担当グループ又は障害支援センターに相談・申請してください。
- ② 担当者がご自宅を訪問し、ご本人、ご家族から聞き取り調査を行います。
- ③ 認定したときは、移動支援支給決定通知書（以下、決定通知書と略）と移動支援受給者証（以下、受給者証と略）を送付します。
- ④ ご利用される方は事業所に直接申し込み、受給者証を提示して契約してください。

すでに移動支援の支給決定を受けている方が、通学で利用する場合には、あらためて利用手続きが必要となります。通学に関する支給決定をした場合には、決定通知書、及び受給者証に通学に関する利用回数・時間等を記載いたします。

(7) その他（留意事項等）

移動支援事業所との契約

利用できる事業所について

移動支援のサービスを提供できる事業所であれば、区内・区外を問わずに利用できます。ご不明な点がある場合は障害福祉課担当グループ又は障害支援センターにご相談ください。

なお、特定の事業所を豊島区が紹介やあっせんをすることはありません。

契約時間数について

豊島区より支給決定を受けた支給時間数の範囲内における時間数での契約であれば、複数の事業所と契約を結ぶことができます。

(注) サービスの提供を受けた時間が支給時間を上回ってしまった場合、上回った時間のサービス費については、全額利用者の負担になります。

二人介護の対応について

移動支援におけるサービスについては、マンツーマンによる「個別支援型」を原則としています。が、身体的特徴や行動面においてヘルパー二人での対応が必要であると認められる方については、二人介護対象者としての認定を行います。

(注) 認定の結果、二人介護対象者とされた方については、二人介護を受けた時間及び当該二人介護に要する費用については、二人分の時間及び利用料が生じます。

支給時間数の変更について

移動支援の支給時間については、当初の申請時において、利用目的等の聴き取り調査を経て、月単位で支給時間を決定しますが、その後の利用状況の変化（外出頻度の増減）等により、変更申請をすることができます。変更申請後は、その内容を審査し、必要と認められる場合については、新たな支給時間を決定します。（最大50時間/月）

(注) 支給時間を超えて利用した後の変更申請は認められません。保護者等が入院や冠婚葬祭等の事由により、緊急に支給時間の変更申請をご希望される場合については、事前に障害福祉課担当グループまでご連絡ください。

その他

障害の状態や抱えている困難さはお一人お一人違います。また、ご家族の状況やご本人を取り巻く環境もさまざまです。もし、お困りのことがございましたら個別に対応させていただきますので、担当グループの職員にご相談ください。

〔 サービス利用に関する Q & A 〕

この内容は、本手引き作成時において想定された疑問について、一般的な解釈・原則を示したものであり、障害者（児）個々の障害の状況やご家庭の状況、個々に必要とされる支援の相違等の事情により、記載された内容と異なる対応となることがあります。

(Q1) 施設入所者の帰省時のサービス利用について

- 現在、障害者支援施設に入所中ですが、サービスを利用することは可能ですか？

(A) 移動支援事業は、在宅生活を送っている障害者（児）を対象とした事業であり、施設入所者（短期入所期間中の者を含む）や入院中の方は、サービスを利用できません。

ただし、長期休暇等の帰省中は1日8時間以内、年度内32時間まで利用することが可能です。事前にご相談・申請をお願いします。

(Q2) 短期入所への送迎におけるサービス利用について

- 短期入所事業所への送迎にサービスを利用することは可能ですか？

(A-1) 自宅と短期入所事業所間の送迎は利用できます。

(A-2) 短期入所事業所と通所施設間の送迎については、送迎予定の家族等が体調不良や就労等により送迎することが困難な場合は、ご相談により、利用することができます。

(Q3) 短期入所利用中におけるサービス利用について

- 短期入所利用中にサービスを利用することは可能ですか？

(A) 個別に短期入所の事業所から外出するにあたり、区は移動支援の利用を認めています。

ただし、短期入所の事業所が得られる報酬額に影響も生じるため、実際のご利用にあたっては事前に短期入所の事業所にもご相談ください。

(Q4) 日中一時支援利用時の送迎におけるサービス利用について

- 日中一時支援事業所への送迎にサービスを利用することは可能ですか？

(A) 原則として利用できません。ただし、日中一時支援の利用が緊急性のあるものについては、例外的に利用することが認められる場合があります。

(Q5) 福祉ホームさくらんぼへの送迎におけるサービス利用について

● 豊島区立心身障害者福祉ホームさくらんぼへの送迎にサービスを利用することは可能ですか？

(A-1) 自宅と「さくらんぼ」の間の送迎は利用できます。

(A-2) 「さくらんぼ」と通所施設の間の送迎については、送迎予定の家族等が、体調不良や就労等により送迎することが困難となった場合は、ご相談により、利用することができます。

(Q6) 福祉ホームさくらんぼ入所中におけるサービス利用について

● 豊島区立心身障害者福祉ホームさくらんぼ入所中にサービスを利用することは可能ですか？

(A) 個別の外出時にサービスを利用できます。

(Q7) 豊島区外への外出におけるサービス利用について

● 豊島区外への外出や複数の目的地に行く際にサービスを利用することは可能ですか？

(A) 1日の範囲内で用務を終えるものであれば、サービスを利用できます。また、1回で複数の目的地に外出することも可能ですが、目的地の中に移動支援の対象とならないものが含まれていた場合は、その外出の全てが移動支援の対象となりません。

(Q8) 勤務先への送迎におけるサービス利用について

● 転職に伴い勤務地が変更となりました。通勤経路を覚えるまでの間、会社への送迎にサービスを利用することは可能ですか？

(A) “経済活動に係る外出”のため通勤には利用できません。ただし、上記の事例のように転職した場合や就職した場合に、通勤・通所経路を覚えるまで1回につき10日間、更新2回まで利用することが認められる場合があります。利用する際は、事前に障害福祉課担当グループまでご連絡下さい。

(Q9) 目的地におけるサービスのみの利用について

● 目的地（映画館等）までの送迎は保護者が対応できるのですが、目的地内で付き添うことができません。目的地内のみのサービス（映画の付き添い、館内の食事・排泄等介助）を利用することは可能ですか？

(A) 移動支援事業は単独での外出が困難な方に対する外出及び社会参加のために必要な移動の介助を行うことを基本にした事業です。したがって目的地内のみの移動支援の利用はできません。

(Q10) プール内におけるサービス利用について

- プールまでの送迎に加えてプール内でもサービスを利用することは可能ですか？

(A) 本文に記載のとおり、学校・ジム等のプール内において教員・指導員等が付き添う場合については、利用できません。指導員等が配置されていない開放プール等を個人的に利用する場合については、事前に契約事業所とプール内介護における損害や責任に係る事項を必ず書面で定め、取り交わした上で、利用できます。契約事業所においては、サービス提供の都度、必ず利用者の体調等の確認を行い、事故等の未然防止に努めることになっています。
※利用については必ず事前に各相談窓口にご連絡ください。

(Q11) 障害者団体・移動支援事業所の主催イベント参加時におけるサービス利用について

- 障害者団体・移動支援事業所等が主催するイベントや休日活動等に参加するのですが、サービスを利用することは可能ですか？

(A) イベント開催場所、または集合場所までの送迎については、利用できます。イベント開催時間・活動時間中の介助については主催者側で対応するべきものであるため、原則として利用できません。ただし、イベントの内容や参加者の要件によっては、例外的に利用可能と認められることもありますので、事前に障害福祉課担当グループまでご連絡下さい。

(Q12) 移動支援事業所での預かりを目的としたサービス利用について

- 保護者が帰宅するまでの時間について、一時的に移動支援事業所内において障害児等を一時預かりしてもらいたいのですが、サービスを利用することは可能ですか？

(A) 利用できません。一時預かりについては、「短期入所」、「緊急一時保護」、「日中一時支援」をご利用ください。

(Q13) 当日キャンセル等の取り扱いについて

- 外出の直後に、自宅前にて利用者が体調不良となり、その日のサービスが当日キャンセルとなりました。その間に要した費用やヘルパーが従事した時間の報酬について、移動支援のサービス費として認められますか？

(A) 移動支援のサービス費は、サービスを提供したものについて支払うものです。従って、サービス利用のキャンセル時に発生する諸費用（従事ヘルパーの交通費等）等は、移動支援の対象とはなりませんので、キャンセル料を事業所にお支払いください。契約時に事業所からキャンセル時の取り扱いについて説明を受けてください。

ただし、目的地までの移動後にキャンセルとなる場合等、現に移動支援を利用した場合は、その間に要した時間のみサービス費を算定することは可能です。

(Q14) 夏休み期間中の学校プールの利用時におけるサービス利用について

● 夏休み期間中に学校にてプールが自由開放されており、利用させたいと思うのですが、サービスを利用することは可能ですか？

(A) 夏休み期間中の学校の開放プールは、利用は任意であり、社会参加・余暇活動としての意味合いが強いことから、送迎・プール内介助ともに利用できます。利用の際は学校に介助の必要性をご確認のうえQ10にもあるとおり、契約事業所と書面にて、必要事項を必ず取り交わしてください。ただし、登校日のプール利用は、通学に関する利用が認められている場合を除き、利用できません。

(Q15) 休日の部活動参加時におけるサービス利用について

● 休日に学校で行われる部活動に参加させたいのですが、サービスを利用することは可能ですか？

(A) 休日に、学校にて行われる部活動については、社会参加の意味合いが強く、参加についても任意であることから、サービスをご利用になれます。ただし、支援の対象となるのは、学校までの送迎についてであり、部活動中の時間については、対象となりません。

(Q16) 習い事の送迎におけるサービス利用について

● 習い事に通わせているのですが、保護者等が対応できないときは、サービスを利用し、送迎を行うことは可能ですか？

(A) ご自宅からの送迎に限り利用できます。ただし、習い事中的付き添いについては利用の対象となりません。

(Q17) こどもスキップへの送迎におけるサービス利用について

● こどもスキップへの送迎について、サービスを利用することは可能ですか？

(A) 自宅からこどもスキップへの送迎については利用できます。

(Q18) 療育施設へのサービス利用について

● 現在、定期的に療育施設へ通っていますが、保護者等が送迎できないときに、サービスを利用することは可能ですか？

(A) 療育については、その目的から、ヘルパーが保護者等に代わって行うべきものではないと考えられるため、保護者等の病気・出産等のやむを得ない理由がある場合を除いては、サービスを利用できません。ただし、療育の内容が社会参加・余暇活動と考えられる場合は認められる場合もあります。ご利用をご希望される際は、事前に障害福祉課担当グループまでご連絡ください。

(Q19) 学校行事への送迎におけるサービス利用について

● 電車移動による修学旅行があり、集合・解散場所が最寄りの駅とされていて、保護者等が送迎等の対応が出来ないときに、サービスを利用することは可能ですか？

(A) 修学旅行・林間学校等の集合場所が学校外の場所で、集合・解散場所現地への送迎が必要な場合については、通学支援にてサービスが利用できます。ただし、集合・解散場所が任意に選択できる場合や行事中の付き添いについては、利用の対象となりません。

(Q20) 下校時におけるサービス利用について

● 自宅に帰宅した後に出かけると遠回りになるため、学校からの下校途中に、直接お店等に立ち寄らせたいのですが、サービスを利用することは可能ですか？

(A) 社会通念上、学校帰りの「寄り道」と考えられる外出については、利用できません。放課後の外出を希望される際は、必ず、自宅に帰宅してからサービス開始となります。

(Q21) サービス開始時・終了時における引渡しについて

● サービス利用の予約時間に保護者等の予定が入ってしまい、自宅で、本人のみで留守番をし、ヘルパーと待ち合わせることになりました。保護者等からヘルパーへの引渡しを経ずにサービスを利用することは可能ですか？

(A) 原則として児童についてはできません。本人の安全確保の観点から、サービス開始時・終了時には、ともに引渡しを経る必要があります。上記のような場合は、予約時間の変更等により対応してください。なお、サービス終了時には、保護者等の引受け者が、サービス提供の履行確認印を、ヘルパーの所持する実績記録表に押印する必要があります。

成人については、安全面の確保等について、保護者等と移動支援事業所の両者合意の上で、引渡しを経ずに利用できます。

(Q22) サービス提供事業所が所有する介護タクシーの利用について

● 移動支援を利用中に、サービス提供事業所が所有する介護タクシーに乗車することは可能ですか？

(A) 移動支援を利用中に、サービス提供事業所が所有する介護タクシーに乗車することについては、公共交通機関としてのタクシー及び他社の介護タクシーを利用することと同様に、乗車に係るメーター料金を支払い、運転手以外に利用者に付き添うヘルパーが同乗している場合に限り、移動支援として認められます。メーター料金を徴収しない、または運転手がヘルパーを兼ねる場合については、認められません。

(Q23) 通学で自宅以外の場所への対応について

- 自宅以外の場所の登下校に、サービスを利用することは可能ですか？

(A) 通学に関する支援は、自宅・学校・学童クラブ・放課後デイ等の3地点間における送迎サービスです。ただし、保護者等の就労・病気等の理由により、親族宅等からの登校・親族宅等への下校時についても、引渡しができる親族等がいる場合については、利用できます。また、保護者の勤務地（自営業先等）への下校についても、申請時の勤務証明書に記載の場所であれば、利用できます。事前に障害福祉課担当グループまでご相談ください。

(Q24) 下校時の「寄り道」について

- 下校時にサービスを利用する場合に、途中でお店等に立ち寄り、ご飯・おやつ等を購入もしくは店舗内にて食事をさせることは可能ですか？

(A) 自宅・学校・学童クラブ・放課後デイ等の3地点間での送迎中に、お店等に立ち寄ることは、「寄り道」とみなされるため、利用できません。

(Q25) 保護者等の帰宅時間の変更への対応について

- 保護者等が、残業などの理由により、下校時の通学支援後に、ヘルパーからの引渡しを受ける予定時間に間に合わなくなりました。そのため、途中でお店等に立ち寄らせる等、時間調整を行った後に帰宅をさせたいのですが、サービスを利用することは可能ですか？

(A) Q24と同様に、3地点間での送迎中に、「寄り道」をすると利用はできません。上記の場合は、自宅まで送り移動支援のサービスを終了し、自己負担により保護者等の帰宅時間までで自宅で見守りサービスを依頼する等により、対応してください。

(Q26) 自力通学に向けた訓練への対応について

- 通学支援を継続的に利用したことで、本人も通学に慣れ、見守り等の介助のみで通学ができるようになりました。今後、自力での通学を目指し、ヘルパーに本人から離れたところから見守りを行ってもらい、安全に通学ができるか確認をしてもらう等、訓練的な意味合いでのサービスの利用は可能ですか？

(A) 通学支援は、単独で通学が困難な障害児の通学時の安全確保を図る目的の事業であり、通学中において、常時、ヘルパーが障害児に連れ添いサービスを提供することを前提にしています。

(Q27) 外出準備や帰宅後のケアについて

●移動支援を利用する際の外出準備や帰宅後のケアは認められますか？

(A) 移動に付随する業務として、持ち物の確認、戸締り、火気などの安全確認、排泄の声掛け、車いす準備、購入した物をしまう等、外出のための準備と帰宅後に行う5分から15分程度の援助は認めています。

ただし、居宅内での更衣介助、食事介助、排泄介助等、身体介護の内容と認められるものは対象となりません。

(Q28) 1日の利用に関しての時間制限や利用回数について

●一日の利用回数や時間制限はありますか？

(A) 1日における利用時間の制限や回数制限はありません。計画に応じて1日に複数回の利用も可能です。ただし、通学に関する利用、帰省時の利用を除きます。

(Q29) 待ち合わせの場所について

●移動支援を利用する際にヘルパーとの待ち合わせ場所は自宅でないといけませんか？

(A) 児童の場合は移動支援の起点および終点は、通学に関する利用を除き原則として自宅です。成人の場合は、起点、または終点が自宅であれば利用可能です。たとえば、勤務先等から社会参加・余暇活動への参加をする場合などは本人・事業所の合意のうえで利用してください。単なる送迎は認められませんので、ご注意ください。

(Q30) 親の介護と通学支援の利用について

●両親の介護があり子どもの通学の送迎ができません。通学に関する利用はできますか？

(A) 通学に関する利用は保護者・家族が就労・疾病・出産等の場合です。保護者・ご家族の方が、ご親族の介護を行っているということでは、原則として通学に関する利用はできません。通学の時間帯に真に介護が必要な理由や介護保険サービスの利用状況等を踏まえ対応いたします。

(Q31) 就労継続B型事業所への通所について

●通所に時間がかかってしまい遅刻することが多いです。送迎に関する利用はできますか？

(A) 通所に関して特別な事業がある場合は、ご相談により、利用することができます。

《相談窓口一覧》

身体障害者(児)の方

障害福祉課

身体障害者支援第一グループ

南池袋 2-45-1 ☎ 3981 - 2141

障害福祉課

身体障害者支援第二グループ

南池袋 2-45-1 ☎ 4566 - 2442

※東部・西部障害支援センターは申請書の受付のみ行います。相談は上記窓口をお願いいたします。

知的障害者の方

障害福祉課

知的障害者支援グループ

南池袋 2-45-1 ☎ 3981 - 1853

児童・障害児の方

障害福祉課

児童・障害児支援グループ

南池袋 2-45-1 ☎ 4566 - 2451

精神障害の方・難病患者等の方

障害福祉課

精神障害者福祉グループ

南池袋 2-45-1 ☎ 3981 - 1988